

IASB and joint IASB-FASB Update 2018年6月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュール・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 6 月 20 日から 21 日にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [開示に関する取組み（開示原則、的を絞った基準レベルでの開示のレビュー、「重要性がある」の定義）](#)
- [動的リスク管理](#)
- [リサーチ・プログラム：アップデート](#)
- [IBOR 改革：リサーチ・プロジェクトの提案](#)
- [基本財務諸表](#)
- [保険契約](#)
- [適用](#)
- [イスラム金融協議グループのアップデート](#)
- [共通支配下の企業結合](#)

さらに、IASB は 2018 年 6 月 19 日に、これも IFRS 財団のロンドン事務所で、財務会計基準審議会（FASB）との合同会議を開催した。

トピックは、議論の順に、次のとおりであった。

- [セグメント報告](#)
- [基本財務諸表](#)
- [開示フレームワーク／開示に関する取組み](#)
- [公正価値測定](#)
- [のれんと減損](#)
- [適用（収益、リース）](#)
- [他で扱わなかったすべてのプロジェクトに関するアップデート](#)

この合同会議の Update は末尾に記載している。

関連情報

今後の IASB 会議：
2018 年 7 月 16 – 20 日
2018 年 9 月 17 – 21 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は[こちら](#)

IASB の会議

開示に関する取組み—開示目的、的を絞った基準レベルでの開示のレビュー及び「重要性がある」の定義（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は 2018 年 6 月 20 日に会合し、次のことを行った。

- a. 財務報告におけるコミュニケーションの改善の各プロジェクト間の相互関係及び区別についてレビューした。
- b. IASB が将来において開示要求の開発及び文案作成を行うためのガイダンスについて議論した。（特に、開示目的及び開示要求の内容の開発に関する IASB のプロセス）
- c. IASB が的を絞った基準レベルでの開示のレビューに関して選択する可能性のある基準の候補リストをレビューした。
- d. 「重要性がある」の定義及び当該定義の説明パラグラフの修正案を再審議した。

財務報告におけるコミュニケーションの改善のプロジェクト（アジェンダ・ペーパー11A）

IASB は、財務報告におけるコミュニケーションの改善の各プロジェクト間の現在の相互関係及び区別は適切であると暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB のためのガイダンス—概要（アジェンダ・ペーパー11B）

IASB は、今後数か月にわたる IASB への分析及び提言の提供に対してのスタッフのアプローチ案の要約について議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

IASB のためのガイダンス—開示要求の開発（アジェンダ・ペーパー11C）

IASB は、将来において開示目的及び開示要求を開発する際に、IFRS タクソノミ・チームのメンバーを IASB の活動中のプロジェクトのそれぞれにアドバイザーの立場に割り当てることを暫定的に決定した。この暫定的決定は、IASB のためのガイダンス案の一部を構成することになる。ただし、的を絞った基準レベルでの開示のレビューのプロジェクトにおけるテストが条件となる。IFRS タクソノミ・チームは、プロジェクト・チームが次のことをより良く理解し評価することを支援することに関与する。

- a. 現在の開示目的及び開示要求
- b. 現在の開示目的及び開示要求に関して利害関係者が有している問題点
- c. 開示の提案についての潜在的な論点
- d. 開示の提案を IFRS タクソノミに組み込むことができるかどうか
- e. 開示の提案、既存の一般的な報告実務、IFRS 基準及び付属資料（適用ガイダンスや設例など）の間の関係
- f. 開示の提案が「テクノロジーに中立的」であるかどうか
- g. 上記(a)から(f)すべてに関する利害関係者のフィードバック

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、開示目的及び開示要求の開発に対する 5 ステップのアプローチをさらに開発することも暫定的に決定した。これは、プロジェクトのすべての段階での以下による開示目的及び開示要求の検討を伴うことになる。

- a. ステップ 1 — 論点の理解

- b. ステップ2 — 利害関係者が何を望んでいるのか及びその理由の理解
- c. ステップ3 — 提案される認識及び測定の要求事項を支援するために、どのような開示が必要とされるのかの理解
- d. ステップ4 — コスト・便益の分析の実施
- e. ステップ5 — 提案される開示目的及び開示要求の影響の理解と文書化

14名のIASBメンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

基準の選定（アジェンダ・ペーパー11D）

IASBは、IASBの的を絞った基準レベルでの開示のレビューのための1つ又は2つの基準の選定に関してスタッフが実施した作業の要約を受け取った。IASBは、基準の候補リストに対してこれまでに受け取ったフィードバックについて議論した。IASBは何も決定を求められなかった。

「重要性がある」の定義 — プロジェクトの再審議（アジェンダ・ペーパー11E）

IASBは、「重要性がある」の太字の定義に「情報を覆い隠す」という概念を含めるという修正案を確認することを暫定的に決定した。IASBは、説明パラグラフにおける「情報を覆い隠す」を説明する文言案を、より明確な記述及び例示で置き換えることも暫定的に決定した。

14名のIASBメンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

IASBは、下記の提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 「重要性がある」の定義における用語法を「財務報告に関する概念フレームワーク」における用語法と合わせる。
- b. 「重要性がある」の定義において、「影響を与える可能性がある」という用語を「影響を与えると合理的に予想し得る」に置き換える。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における「重要性がある」の定義を、IAS第1号「財務諸表の表示」における「重要性がある」の定義及び説明パラグラフへの参照に置き換えることを暫定的に決定した。

14名のIASBメンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

IASBは、修正の発効日を2020年1月1日以後開始する事業年度とし、早期適用を認めることを暫定的に決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、現時点で、下記に関するフィードバックに対応する追加的な行動は取らないことを暫定的に決定した。

- a. 「immaterial」及び「not material」という用語の使用
- b. IFRS基準における「重要性がある」という用語のさまざまな使用
- c. 重要性の実務記述書のどこかの部分をIAS第1号又は「概念フレームワーク」に組み込むこと（参照を通じての組込を含む）

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

IASBは、的を絞った基準レベルでの開示のレビューに関してどの基準を選択すべきか、及びIASBが開示要求の開発及び文案作成の際に使用するためのガイダンスについての議論を今後の会議で継続する予定である。

IASB は、「重要性がある」の定義のプロジェクトに関するデュー・プロセスをレビューするとともに、必要な場合には、生じる整理論点を今後の会議で議論する予定である。

動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4）

審議会は 2018 年 6 月 20 日に会合し、動的风险管理（DRM）の研究・プロジェクトについて議論した。アジェンダ・ペーパー4A は、情報目的のみで現在までの議論の要約を提示した。

DRM 目的に使用されるデリバティブ（アジェンダ・ペーパー4B）

IASB は、DRM プロジェクトの第 1 フェーズで扱われるデリバティブ金融商品について議論した。IASB はデリバティブの指定及び指定解除についても議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. DRM モデルは、先渡金利契約に加えて、金利スワップ（ベースス・スワップ及び先日付スタートのスワップを含む）の使用を認めるべきである。
- b. オプションについては、受け取るフィードバックに応じて、モデルの第 2 フェーズで検討する。
- c. DRM モデルは、デリバティブの正式な指定及び文書化を要求すべきである。
- d. DRM モデルは、すべての指定されるデリバティブが報告企業の外部の相手先を有することを要求すべきである。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

財務業績（アジェンダ・ペーパー4C）

アジェンダ・ペーパー4C は、DRM 会計モデルの文脈での財務業績についての議論を開始した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 完全な一致が達成されるのは、資産プロファイルが、指定されたデリバティブとの関連で、目標プロファイルに等しい場合である。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 純損益計算書で報告される成果は、完全な一致の場合の企業の目標プロファイルを反映すべきである。繰延べと組替えは、純損益計算書が企業の目標プロファイルを反映することを DRM 会計モデルが確保する仕組みである。14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が棄権した。
- c. 組替えは、目標プロファイルの期間にわたり、資産プロファイルとの関連で、純損益計算書において報告される成果が、企業の目標プロファイルを反映するように行うべきである。
- d. DRM 会計モデルを適用するために、企業は継続的な経済的関係の存在を立証しなければならないが、当該モデルは明確な境界線を設けたテストを提案しない。さらに、IASB はスタッフに、「経済的関係」という用語をさらに詳述して、DRM 会計モデルに「より適切な一致」以上のものを要求する旨を定めるよう指示した。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 企業が DRM 会計モデルの中止を選択し、指定された資産及び負債からのキャッシュ・フローが依然として存在し、かつ、将来の取引が依然として発生すると見込まれる場合には、その他の包括利益に認識された金額は、目標プロファイルの存続期間にわたり、資産プロファイルとの関連で、純損益計算書で報告される成果が企業の目標プロファイルを反映するように、振り替えるべきである。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

組替えは目標プロファイルの期間にわたり行うべきであるという原則に関して、IASB は、デリバティブの契約上の満期を過ぎた後に金額を繰り延べることができるかどうかを質問した。この提案されたメカニズム（デリバティブに関する額面回帰効果に、金利発生計上の純損益計算書への振替を組み合わせたもの）は、デリバティブの契約上の満期より後には繰り延べられる残高がないことを確保する。

今後のステップ

今後の会議で、IASB は DRM 会計モデルの文脈での業績について議論を継続する予定である。

リサーチ・プログラムのアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は 2018 年 6 月 20 日に会合し、2018 年 2 月以降のリサーチ・プログラムの進展についてのアップデートを受けた。（IASB の作業計画（リサーチ・プログラムを含む）に関する情報については、[こちら](#)。）

IASB は決定を求められなかった。

今後のステップ

IASB は、3 か月後又は 4 か月後に、リサーチ・プログラムに関しての次回のアップデートを受ける予定である。

IBOR 改革と財務報告への影響（アジェンダ・ペーパー19）

IASB は 2018 年 6 月 20 日に会合し、銀行間金利（IBOR）の改革とそれが財務報告に与える影響についてのリサーチ・プロジェクトに関する提案について議論した。

IASB は、IBOR 改革の緊急性に留意し、このトピックに関するリサーチ・プロジェクトをアクティブ・リサーチ・アジェンダに追加することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

IASB は、本プロジェクトの予備的な発見事項について今後の会議で議論する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2018 年 6 月 21 日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 非金融企業に適用される暫定的な審議会の決定を、変更をほとんど又は全くせず金融企業に適用できるプロジェクト領域の分析。これには、以下に関する決定が含まれる。
 - i. 経営者業績指標
 - ii. 集約及び分解表示
 - iii. その他の包括利益
- b. 審議会が暫定的決定を金融企業に適用するためには、暫定的決定を修正することが必要となるプロジェクト領域の分析。これには、以下に関する決定が含まれる。
 - i. 財務及び法人所得税前利益
 - ii. 投資から生じる収益及び費用
 - iii. キャッシュ・フロー計算書
- c. 金融企業のサンプルについての報告実務に関するリサーチの要約

IASB は決定を求められなかった。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

IASB は、2018 年 6 月 21 日に会合し、IFRS 第 17 号「保険契約」の考え得る軽微な変更について、IASB による IFRS 基準の年次改善の一部として議論した。

年次改善（アジェンダ・ペーパー2A）

IASB は、IFRS 第 17 号（及び IFRS 第 17 号により修正された他の基準）の下記の軽微な修正を提案することを暫定的に決定した。

- IFRS 第 17 号の第 27 項における用語を、グループの中の保険契約のうち未発行のものに係る保険獲得キャッシュ・フローを含めるように修正する。14 名の IASB メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号の第 28 項における用語を、グループの中の契約の意図された認識時期を達成するように修正する。14 名の IASB メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- 保険契約の調整表の開示及び収益分析において非金融リスクに係るリスク調整の二重計算を生じる可能性のある要求事項を削除する。14 名の IASB メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- 感応度分析の開示における用語を訂正する。14 名の IASB メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号における企業結合に関する要求事項の範囲から、共通支配下の企業結合を除外する。14 名の IASB メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- 保険契約の分類に関しての IFRS 第 17 号による修正を将来に向かって適用するように、IFRS 第 3 号「企業結合」を修正する。
- IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 32 号「金融商品：表示」を修正して、これらの金融商品基準について意図していた範囲及び IFRS 第 17 号の範囲を、特に、保有している保険契約に関して達成する。14 名の IASB メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- IFRS 第 17 号に関する設例の設例 9 において、保証の時間的価値は時とともに変化する旨の説明を追加する。14 名の IASB メンバーの全員がこの決定に賛成した。

カバー単位に係る年次改善（アジェンダ・ペーパー2B）

IASB は、直接連動有配当保険契約についてのカバー期間の定義の明確化を提案することを暫定的に決定した。この修正案は、そうした契約についてのカバー期間は企業が投資関連サービスを提供する期間を含むことを明確化するものとなる。14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

今後のステップ

IASB は、IFRS の年次改善の次回の公表において、これらの修正を提案する。年次改善の提案の時期は、次回の公表に含める他の項目の特定に応じて決まる。

IASB は IFRS 第 17 号についての議論を今後の会議で継続する。

適用（アジェンダ・ペーパー12）

返還の利用可能性 — IFRIC 第 14 号の修正

IASB は、IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号——確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の修正案に関して行われた作業のアップデートを受け、このプロジェクトの次のステップについて議論した。

何も決定は行われなかった。

今後のステップ

IASB は、今後の会議で議論を継続する。

イスラム金融協議グループのアップデート（アジェンダ・ペーパー28）

IASB は 2018 年 6 月 21 日に会合し、2018 年 3 月にドバイで開催されたイスラム金融協議グループの会議に関するアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

イスラム金融協議グループの詳細については、[こちら](#)。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

IASB は 2018 年 6 月 21 日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

IASB は、4 月と 5 月の会議から、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合についての現在価額アプローチについての議論を継続した。

IASB はスタッフに、IFRS 第 3 号「企業結合」に示された取得法に基づくアプローチを開発し、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合に関して最も有用な情報を提供するように取得法を修正すべきかどうか及びどのように修正すべきかを検討するよう指示した。考えられる修正には、受入企業が次のうち 1 つ又は複数を行うという要求事項が含まれる可能性がある。

- a. 追加的な開示を提供する。
- b. 取得した識別可能な純資産の超過額を、利得として認識せずに、資本への拠出として認識する。
- c. 超過対価をのれんの当初測定に黙示的に含めるのではなく、資本からの分配として認識する。この超過額の測定は、例えば、取得した事業の公正価値との比較（アジェンダ・ペーパー23 では「上限アプローチ」と呼んでいる）又は IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの仕組みの適用（アジェンダ・ペーパー23 では「改訂上限アプローチ」と呼んでいる）によって行うことが考えられる。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は「全面公正価値アプローチ」を追求しないことを決定した。このアプローチでは、受入企業は次のものを認識することになる。

- a. 資本への拠出又は資本からの分配（移転した対価の公正価値と取得した事業の公正価値との間の差額として測定）
- b. のれん（取得した事業の公正価値が、取得した識別可能な純資産を超過する額として測定）

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法に関する議論を今後の会議で継続する予定である。

FASB と IASB の合同会議

FASB は 2018 年 6 月 19 日に IASB と下記に関する教育セッションのために会合した。

- a. IASB のプロジェクトである、IFRS 第 8 号「事業セグメント」及び IAS 第 34 号「期中財務報告」の改善、並びに FASB のセグメント報告プロジェクト（アジェンダ・ペーパー27）。両審議会の議論は、FASB のプロジェクト及びその計画している拡張されたアウトリーチに焦点が当てられた。
- b. IASB の基本財務諸表に関するプロジェクト及び FASB の財務業績報告に関するプロジェクト（アジェンダ・ペーパー21）。両審議会は、両者の経験及びプロジェクトに関するフィードバックについて議論した。これには下記が含まれていた。
 - i. 追加的な分解表示の要求と、財務業績の計算書の本体上の小計を定義することとの関係
 - ii. 透明性と比較可能性の関係
 - iii. それぞれのプロジェクトの金融機関への適用
- c. IASB の開示に関する取組みのプロジェクト及び FASB の開示フレームワークのプロジェクト（アジェンダ・ペーパー11）。この議論には、開示要求をどのように開発し文案作成するのか、及び開示目的をどのように使用するのかが含まれていた。
- d. IASB の IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する適用後レビュー、及び FASB の開示フレームワークのプロジェクトから生じた FASB のトピック 820「公正価値測定」の開示要求の修正（アジェンダ・ペーパー6）。
- e. のれんと減損のプロジェクト（アジェンダ・ペーパー18）。両審議会は、のれんの会計処理のさまざまな側面について議論した。
- f. 新しい収益認識基準（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」とトピック 606「顧客との契約から生じる収益」）及びリース基準（IFRS 第 16 号「リース」とトピック 842「リース」）の適用を支援するそれぞれの活動（アジェンダ・ペーパー12）
- g. この日に他で議論されなかったプロジェクトの要約（アジェンダ・ペーパー15）。焦点は下記に置かれた。
 - i. IASB が最近公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」と、FASB の概念フレームワークのプロジェクト
 - ii. IASB の資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトと、FASB の負債と資本のプロジェクト
 - iii. IASB の変動対価及び条件付対価に関するリサーチ・パイプライン・プロジェクトと、FASB の資産取得及び企業結合の会計処理の改善に関するプロジェクト

両審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。